

行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律

【逐条解説】

内閣府大臣官房番号制度担当室

【第5章 特定個人情報保護の保護】

第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等

【第 29 条（行政機関個人情報保護法等の特例）】

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

我が国の個人情報保護法制は、個人情報を保有する対象ごとに、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法（以下「一般法三法」という。）が存在する。個人番号も特定個人情報も、一般法三法にいう「個人情報」に該当するため、特定個人情報を、行政機関個人情報保護法にいう行政機関が保有した場合においては同法が、独立行政法人等個人情報保護法にいう独立行政法人等が保有した場合においては同法が、個人情報保護法にいう個人情報取扱事業者が保有した場合においては同法がそれぞれ適用されることとなる（なお、そのほか、各条例において規定されている者や、国の機関のうち行政機関を除いた者（国会又は裁判所）が特定個人情報を保有した場合においては、それぞれ各条例や、国会又は裁判所における内部規則等が適用されることとなる。）。そこで、本条においては、特定個人情報に関して、原則は一般法三法が適用されるものであるが、その一部の規定については読み替えて適用し、さらに一部の規定については適用を除外することとするものである。

また、本法は、特定個人情報保護の観点から、一般法三法の読替え等のほかに、①一般法三法の対象となっていない者に対する対応、②一般法三法の規制を超えた本法独自の規制に関する規定も設けることとしている。①に関しては、特定個人情報の保護の必要性と地方自治の重要性への配慮の調和の観点から、第 31 条において、地方

公共団体に対し、本条における読替えの趣旨等を踏まえた措置を講ずるよう求めることとしている。また、個人情報保護法は、一定の要件を満たす事業者のみを対象としているが、特定個人情報においては、同法の適用対象外とされた事業者に対しても最低限の規制は及ぼす必要があると考えられることから、個人情報保護法における一部の規制と同様の規制（本条で読み替えられたものと同内容。）を第32条から第35条までで定めている。他方、国の機関のうち行政機関を除く機関、すなわち国会及び裁判所については、三権分立の原則への配慮から、それぞれの内部規律による対応に委ねることとし、特段の規定を置いていない。

また、②については、本法において、提供の求めの制限や委託時の規制など規制の強化、特定個人情報保護評価制度の新設、特定個人情報保護委員会による監視・監督、罰則の強化などの方策を講じることとしているものである。

1 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法の読替え・適用除外（第1項・第2項）

（1）利用及び提供の制限（行政機関個人情報保護法第8条・独立行政法人等個人情報保護法第9条の読替え・適用除外）

本法は第19条において特定個人情報の提供禁止及び例外を規定していることから、一般法三法のうち、第三者提供について規定した部分を適用しないよう読み替えて適用するものである。また、一般法三法は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外としているが、特定個人情報の要保護性に照らし、本条において、生命等保護のため必要な場合及び独立行政法人等について第9条第4項に規定する激甚災害の場合等に限定するものである。

（2）個人情報ファイルの保有等に関する事前通知先（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の読替え）

行政機関個人情報保護法上は、総務大臣へ事前通知をするものと規定されているが、特定個人情報の取扱い全般について監視・監督する強力な権限を有する特定個人情報保護委員会が設置されることから、事前通知先を同委員会とするものである。

（3）開示請求、訂正請求及び利用停止請求について任意代理も認めること（行政機関個人情報保護法第12条第2項、第13条第2項、第14条第1号、第27条第2項、第28条第2項、第36条第2項及び第37条第2項、並びに独立行政法人等個人情報保護法第12条第2項、第13条第2項、第14条第1号、第27条第2項、第28条第2項、第36条第2項及び第37条第2項の読替え）

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法では、任意代理が認められていない。しかし、社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ること

から、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要である。

このため、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。

また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資する。そこで、本条において任意代理を認めるものである。

(4) 他の法令による開示の実施との調整（行政機関個人情報保護法第 25 条及び独立行政法人等個人情報保護法第 25 条の適用除外）

行政機関個人情報保護法等は、他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の方法と同一である場合には、行政機関個人情報保護法等に基づく開示を行わないこととしている。

しかし、情報提供等記録開示システムでは、特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定しており、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることなどから、上記規定を適用除外とするものである。

(5) 開示の手数料の減額・免除（行政機関個人情報保護法第 26 条第 2 項及び独立行政法人等個人情報保護法第 26 条第 2 項の読み替え）

行政機関個人情報保護法等は、開示請求者が実費の範囲内の請求手数料を納めなければならない旨を規定している。しかし、個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。そこで、本法においても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に倣い、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとするものである。

(6) 利用停止請求（行政機関個人情報保護法第 36 条第 1 項及び独立行政法人等個

個人情報保護法第 36 条第 1 項の読替え)

行政機関個人情報保護等は利用停止を請求することができる場合を列挙しているところ、本法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合にも利用停止請求を行えるようにすべき場合があるため、本条において、利用停止請求できる場合を追加するものである。

また、標記条項においては、行政機関個人情報保護法第 8 条、独立行政法人等個人情報保護法第 9 条に違反した場合には利用停止請求を行うことができることされているが、(1) のとおり、これらの条項中提供制限の規定は除外するように読み替えて適用することとするものである。

2 個人情報保護法の読替え

(1) 利用目的による制限・第三者提供の制限（個人情報保護法第 16 条の読替え、第 23 条の適用除外)

第 19 条において特定個人情報の提供禁止及び例外を規定していることから、第三者提供について規定した個人情報保護法第 23 条を適用除外としている。また、同法第 16 条は、目的外利用の禁止について、法令に基づく場合、本人の同意がある場合などを例外としているが、特定個人情報の要保護性に照らし、例外を、生命等保護のため必要な場合、第 9 条第 4 項に規定する激甚災害の場合に限定している。

(2) 利用停止（個人情報保護法第 27 条第 2 項の読替え)

個人情報保護法第 27 条第 2 項においては、同法第 23 条第 1 項に違反した場合には利用停止請求を行うことができることされているが、(1) のとおり第 23 条は適用除外とするものである。

【第30条（情報提供等の記録についての特例）】

（情報提供等の記録についての特例）

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

1 主体

（1）総論

本条は、①行政機関の長が情報提供等の記録を保有する際の行政機関個人情報保護法の読替え（第1項）、②総務省が情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する際の行政機関個人情報保護法の読替え（第2項）、③独立行政法人等が情報提供等の記録を保有する際の独立行政法人等個人情報保護法の読替え（第3項）、④行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者が情報提供等の記録を保有する際の独立行政法人等個人情報保護法の準用（第4

項)について定めたものである。

(2) 地方公共団体・地方独立行政法人

地方公共団体については、地方自治との関係から、本法において情報提供等の記録の取扱いを定めるのではなく、本法の趣旨を踏まえて、それぞれの判断で措置を講ずることを求めるものとされている(第31条)。

(3) 行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者

行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者が保有する個人情報については、一般法である個人情報保護法が適用されることとなる。

しかし、同法には、保有個人データの開示の求めが規定されているものの、同法上個人情報取扱事業者該当しなければかかる義務は課されないこととなる。また、開示の求めの対象である保有個人データとは、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についての全ての権限を有する個人データをいうところ、情報提供等の記録は個人情報取扱事業者が内容の訂正、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止等を行える権限を有するものではないため、保有個人データに該当しないと考えられる。

情報提供等の記録の有する重要性に鑑みれば、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者についても、情報提供等の記録を開示するようにすべきである。

この点、情報提供等の記録を保有する行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、健保連などの公的性格を有する者に限定されており、機関の性質として独立行政法人等に近い性質を有していると考えられる。また情報提供等を行う情報は、所得額、社会保障の給付額などの情報であり、事業者の営業のための情報というよりも、個別の法律に基づいた行政手続を行うためのものであって、事業者の営業のための情報に比し、営業の自由や営業の秘密等へ慎重な配慮が求められるとまではいえず、独立行政法人等と同様の扱いを受ける余地がある。

したがって、情報提供等の記録については、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等以外の者についても個人情報保護法を読み替えて適用するのではなく、独立行政法人等と同様の義務を課し、独立行政法人等個人情報保護法を準用することとするものである。

2 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の読替え・適用除外

(1) 利用及び提供の制限(行政機関個人情報保護法第8条及び独立行政法人等個人情報保護法第9条の読替え・適用除外)

第19条において特定個人情報の提供禁止及び例外を規定していることから、

第三者提供について規定した部分を適用しないよう読み替えるものである。また、行政機関個人情報保護法等は、目的外利用の禁止について、法令に基づく場合、本人の同意がある場合などを例外としているが、特定個人情報の要保護性及び情報提供等の記録については生命等保護のため必要な場合が想定されないことから、これに関する規定を適用除外とするものである。

(2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知先（行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の読替え）

第 29 条と同様の趣旨から、事前通知先を特定個人情報保護委員会とするものである。

(3) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求について任意代理も認めること（行政機関個人情報保護法第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 号、第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 37 条第 2 項、並びに独立行政法人等個人情報保護法第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 号、第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の読替え）

第 29 条と同様の趣旨から、任意代理を認めることとするものである。

(4) 移送（行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法各第 21 条及び第 22 条の適用除外）

情報提供等の記録に記録されるのは、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨であり（第 23 条）、情報提供等の記録に関する不開示情報についても、あらかじめ典型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の行政機関の長や独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等の記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものである。

(5) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法各第 23 条）

第三者に対する意見書提出の機会の付与等にかかる規定については、読替え又は適用除外されていない。したがって、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法第 23 条第 2 項に該当するような情報提供等の記録については、事前に第三者に意見書を提出させなければならぬため、情報提供等記録開示システムを利用する場合でも即時開示ではなく、開示決定に先立ち第三者に意見書を提出させることとなる。

(6) 他の法令による開示の実施との調整（行政機関個人情報保護法及び独立行政法

人等個人情報保護法各第 25 条の適用除外)

第 29 条と同様の趣旨から、他の法令で同一の方法による開示が実施されている場合であっても、本法による開示を認めることとするものである。

(7) 開示の手数料の減額・免除 (行政機関個人情報保護法第 26 条第 2 項及び独立行政法人等個人情報保護法第 26 条第 3 項の読替え)

情報提供等の記録は、不正な情報提供がなされていないか本人自ら確認することができる重要な意義を有するものであり、開示請求権等を保障し、かつ個人にとって利便性の高い開示請求の手続を定める必要がある。そこで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 16 条第 3 項に倣い、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができることとするものである。

(8) 訂正の際の通知先 (行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法各第 35 条の読替え)

情報提供等の記録の訂正の際の通知は、行政機関個人情報保護法等では提供先へ通知するものと規定されている。情報提供等の記録の情報は他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、その旨を読み替えるものである。

(9) 利用停止請求を認めないこと (行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法各第 36 条から第 41 条までの適用除外)

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法では、保有個人情報が適法に取得されたものでないとき及び目的内利用及び提供の規定に違反しているときに、利用停止請求を行えることを保障している。

しかし、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求も引き続き認めており、また情報提供等の記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができ (第 50 条及び第 51 条)、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用停止請

求を認めなくとも妥当性を欠くものではないと考えられることから、利用停止請求に係る行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法第 36 条から第 41 条までの規定は適用しないこととするものである。

【第31条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）】

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

本法では、特定個人情報や情報提供等の記録について、一般法三法の個人情報よりも厚い保護措置を設けるものである。地方公共団体については、地方分権の観点から、特定個人情報の取扱いについて一律に本法で規定することは望ましくなく、また現行の個人情報保護法制においても、地方公共団体における個人情報保護は、地方公共団体の定める個人情報保護条例に依るものとされている。

そこで、本条では本法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が、当該地方公共団体及びその設置する地方独立行政法人の保有する特定個人情報について本法の趣旨にのっとった適正な取扱いを確保するため、また、本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨を規定したものである。